

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年5月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ファッションセンターしまむら近江八幡店 近江八幡市土田町 1316-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役社長 北島常好
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役社長 北島常好
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年12月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,198平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 92台
- 7 駐輪場の収容台数 46台
- 8 荷さばき施設の面積 25平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 42.7立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から19時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から19時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成30年4月25日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地
  - (2) 縦覧期間 平成30年5月29日から平成30年9月29日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成30年9月29日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号